

子規全集

第九卷

附文

子規全集

第九卷

初期文集

講談社



子規全集 第九卷

初期文集

定價 參千八百圓

昭和五十二年九月二十日 第一刷發行

著者 正岡子規

編集 正岡忠三郎

發行者 野間省一

發行所 株式會社 講談社

東京都文京區音羽二―一二二

電話 東京(〇三)九四五―一二一(大代表)

郵便番號 一二一 振替 東京八一三九三〇

印刷所 株式會社 精興社

製本所 大製株式會社

本文用紙 三菱製紙株式會社

©正岡忠三郎 一九七七年

落丁本・亂丁本はお取りかえいたしません

初期文集

⑧ 849 左端	⑧ 827 5	⑧ 827 4	⑧ 575 注 7	⑧ 575 注 5	⑧ 306 12
6・9 19	二 十 六 年	二 十 六 年	162	161	明 治 丁 丑
6・6 (19)	二 十 九 年	二 十 九 年	262	261	明 治 丁 丑

編注

本巻には、子規の少年青年時代の習作を、文集・論文雜篇・詩稿・回覽雜誌として収め、それぞれ年代順に配列した。

ここに収めた作品は、なかには印刷され公けにされたものもあるが、多くは子規生存中はその筐底に秘められ、のち長く根岸子規庵で人に知られず藏されていたものである。子規自ら、「是れ余の知識ノ發達即チ人智の發達の順序と程度を示すもの」(「無花果艸紙」教論)というように、これら本巻収録諸作品は、少年青年時代の子規が文学の多方面的可能性を藏しつつ、いかに貪婪に知識欲に溢れて、持続的に活動したか、その成長の足どりを示す貴重な文学遺産だといふことができるであらう。

なお、青年時代の、紀行文・小説に属する作品は、本全集第十三巻に収録した。

目次

文集

自笑文章	一三
文稿〔一〕	三〇
文稿〔三〕	三九
文稿〔四〕	五五
東海紀行	六六
無花果艸紙	一二三
無何有洲 七草集	一九四
批評集	
子規子	二八九
手つくりの菜	三二五

補遺 文稿〔二〕 ほか	三六
-------------	----

論文 雜篇

海南新聞ノ發兌ヲ賀ス	三二
〔相原野水評〕	三四
鄉黨人物月旦評論	三五
膾殘錄附隨錄	三六
詩歌の起源及び變遷	三八
『木屑錄』評	三八
THE COMPARISON OF THE ENGLISH AND JAPANESE CIVILIZATION IN 16 TH CENTURY	三九
莊子ヲ讀ム	三九

詩稿

同親會詩鈔	四〇
-------	----

秀顯詩鈔	四〇九
同親會溫知社吟稿	四一七
同親會記簿	四七二
吟稿	四七九
詩稿	四八九
諸先生	四九〇
刪正詩稿	四九八
「道後叢誌」所載	五八〇
補遺 莫逆詩集ほか	五九〇

回覽雜誌

櫻亭雜誌	五九九
松山雜誌	六一四
辨論雜誌	六三三
五友雜誌・五友詩文	六三六
莫逆詩文・近世雅懷詩文・近世雅感詩文	六三七

明新社會稿……………六九七

戲多々々珍誌……………七〇七

豫北青年學術雜誌……………七一九

つゞれの錦……………七二九

補遺餘興新誌……………八〇四

參考資料……………八〇五

解題 渡部勝己……………八三三

解説 大江健三郎……………八五一

凡 例

この巻には、子規少年青年時代の習作の、各種の、文集・論文と雑篇・詩稿・回覧雑誌を収め、それぞれの作品を年代順に配列してある。

一 底 本

子規の自筆稿のそれぞれを底本として、それらの原形をできるだけ忠実に翻刻することを校訂方針とした。しかし原本が今は失われ、あるいはその所在を確かめることができなかったものは、やむなく既刊のものに拠り、本文に注記しておいた。

二 作品の配列

それぞれの作品は、底本とした書冊に綴じてあるままの順序で配列した。「同親會溫知社吟稿」で綴じ違いが明らかであるのは、これを正して編注を付した。各底本は、元来一篇ずつの独立した作文・文章あるいは詩会のたびの記録を後で綴じ合わせ、また追いついて綴じていったものが多い。従って底本書冊の中において、各作品又は詩会の記録は改訂になっているのが殆どであるが、同じ書冊のものはここではないいち

改訂改頁をしていない。回覧雑誌においても、同じ系統のものは、書冊が違ってもやはりいちは改訂改頁していない。

また、漢詩・和歌・俳句などは、原本では一作と一作との間に余白をあけていないが、ここでは、子規の作については、多少の余白をあけて組んだ。

三 表 記

表記についても、底本の形を可能な限りそのままに再現することに努めたが、印刷の都合などで改めたものもある。

1 漢字 自筆稿原本では、正字・略字・俗字・異体字を混用している。原則として原本のままとしたので、國と国、實と実、學と学、氣と気、などを本巻でも両用している。しかし印刷の困難なものは正体に改めた。對・樹・樹、后・石、烟・烟、筆・筆、明↓明、笑↓笑、へ↓也、などである。

2 仮名 片仮名・平仮名の別も原本のままとした。片仮名で記述した文章の中に、推敲のため平仮名の文字や句が後で記入されたのもその通りにした。清濁も底本のままである。

振り仮名も原本のままである。本文中で編者が施したものはない。

ヤ、ヅ、ヅなどの特殊な仮名も、子規の表記における特色が見られるのでそのままにした。

ただし、変体仮名・合字の類は通用の字体に改めた。キ↓トキ、ノ↓シテ、コ↓コト、と↓こと、などである。

漢字も仮名も、底本で誤っている場合もそのままにし、みだりに改めないで右傍にマを付した。ただし、漢字の字画を誤っている誤字は活字化できないので、これは正体に改めた。

3 句読点・訓点・記号など 底本の一部に記す句読点・訓点・段落の切れ目の「印と踊り字などもすべてそのままにした。改行も底本のままである。

底本では全般に文章を書き流して、句読点も本文の右側に打って一画あけていない。ここでは句読点で一画をとり、底本に句読点のない場合は適当な箇所を文を切って、一字あけておいた。ただし、漢文の文章は、「文稿」など、句読点を本文に入れないで底本のままに再現したものもある。

漢詩も一首全部を書き流し、一部に子規の墨の句点、評者の朱の句点を打ったのがある。ここでは句と句の間を空けて組み、句点はすべて省略した。

四 特別な表記のしかた

原本の殆どに、子規自身の推敲改作の跡があり、少年時代の作には詩文にわたって、指導者・評者の朱墨の添削補筆の文字と評語の書き入れがある。

詩稿・回覧雑誌には友人たちの作も多く、また相互批評の文字も多い。

これらを可能な限り原本の姿に近く再現し、また閲読の便も考えて、次のように工夫して表記した。

1 九ボ活字本文 子規の作品はすべて九ボ活字で組んで本文とした。推敲して改作している字句では、改作後の文字を本文とした。

2 八ボ活字本文 詩稿・回覧雑誌で、子規以外の会友・同人たちの作品は、すべて八ボ活字で組んで子規の作と区別した。

3 九ボ活字本文両側の七ボ活字の字句

(7) 左側の字句 改作したため、子規自らが抹消した初めの稿の文字である。改作して九ボ活字の本文

の字句に改めた当該文字のその直ぐ左側に七ボ活字で並記して示した。原本のいちいちの抹消の印は記さない。

(イ) 右側の字句 指導者による改作の字句である。

原本で、子規の本文の文字に抹消の点を打って補筆した文字を、九ボ活字の本文の当該字句の直ぐ右側に、七ボ活字で並記して示した。多くは原本本文の右側に記してあり、本文の左側や線を引いて別の余白の箇所記してあるのも、すべてここでは右側に統一した。いちいちの抹消の印を記さない。

4 記号など

(ア) 《 》 と (ハ) 師友の添削・評語・評点などで、朱書のを《 》で包み、墨書のを(ハ)で包んで示した。

(イ) ◎ と ○ 批圈点と句点で、朱書のを◎、墨書のを○で示した。

ただし、(ア)と(イ)について、書冊によっては特に注記してこれに従わず、別の記号を用いたものもある。(ウ)と、批点と読点で、朱書のを、墨書のを、で示した。

(ニ) 『 と 』 句や文の切れめの鈎印で、朱書のは『、墨書のは』で示した。

(オ) ——— と ~~~~~ 抹消の印である。子規自ら墨の線

で消したものを——、指導者が朱筆で消したものを~~~~で示し、それぞれ当該字句の左側に施した。

(カ) □ 抹消して塗抹が激しく、または虫喰いのためなどで判読不能な文字を示す。

(キ) || 本文の右側に||を施したのは、その字句について指導者が再考を促して引いた朱線を示す。
(ク) (ハ) 編者の注記は(ハ)で包んだ。

五 漢詩の番号

この巻に収める子規の漢詩に、それぞれの書冊での通し番号を付した。本全集第八巻「漢詩稿」の各作に通し番号を付したのと彼此対照して、脚注に従って、各一首ごとの成立過程を知る便のためである。

六 注

1 底本として採った各書冊のはじめに、その体裁について注記した。

2 本文の文句に*印を付して、後注または脚注で

(ア) 本文の字句・文章について特に注意したいこと。

(4) 推敲・添削について注意したいこと、例えばそれが二度三度と繰り返されたときの途中の経過

(5) 原本欄外の評語など

(6) その他参考とすべき事項

などを注記した。その際、印刷の都合で、主として詩歌関係のものは脚注とし、散文関係のものは後注とした。

右に記した表記の工夫について、以下例をあげて説明する。

○200頁の「七草集・蘭之卷」の「記小景」第一行で

孤鳥忽 飛、渡舟不知所行。

出于無。而入于無。 横江半而不可見。

と表記したのは、初めの稿は

孤鳥出于無。而入于無。渡舟横江半而不可見。

であって、脚注で示すような推敲を経て最後に

孤鳥忽飛、渡舟不知所行。

と落着けて定稿としていることを示す。原本では

孤鳥^{忽飛}出于無。而入于無。渡舟横江半而不可見^{不知所行}。

の形になっていて、——を施した文字は実際は子規の筆で抹消されている。

○240頁第四行で（「七草集・尾花のまき」）

盤梯の火の子の飛ふ^{《流れ》星}一ツ

と表記したのは、原本で、句の終りにおいて、

一ツ を朱の点二箇で抹消してその右に朱筆で、

流れ 二字を書いて、朱線で子規の原句の 星 へ

繋いでいる。それで《流れ》星 と表記して、朱筆と原文の文字との区別を示しながら、改作の句をはっきりさせたのである。そしてのちに子規がこの句を抹消していることを——で示した。

以上のような定稿の成立過程を示して、本文を表記したのである。

その他全般にわたって、右の趣旨で表記してあることを推定していただきたい。

文
集

編 注

余一日故紙ヲ探テ文稿ヲ得タリ〔中略〕余是ニ於テ以爲ラク 今此文ヲ拔萃シテ以テ後日之ヲ見テ自ラ其拙ヲ笑ハント欲シ〔中略〕題シテ自笑文章ト曰フ〔自笑文章〕自序〕という子規十二歳當時の小学校の作文帳から始めて、

一週何度だつたか忘れたが時刻から出かけて、先生〔編注 河東静溪〕の八大家や近思錄の講義を聴き、或は四書中の何かを輪講して、討論をやつた。(三並良「子規の少年時代」)

という中学校時代の作文帳、及び上京後の共立学校高等中学、大学時代の作文・文章を、一部には大学退学後新聞「日本」に拠つた時代のものも含んで、子規が合わせて綴じてそれぞれ書冊として残したもので、「文集」に属するものをその書冊の原本のままに翻字して収める。ただし「子規子」全文と「手づくりの菜」のうちの「月を見て感あり」一篇は、今失われていて原本を見ることができないので、アルス版『子規全集』第八巻に拠つた。

少年青年時代の作文については、いかに熾烈な意志と欲求を抱いて読書していたか、またその読書範圍のいかに博洽であつたかにも驚かされ、殊に漢文におい

て古典を藥籠中のものとして自在に引用する学力は瞠目すべきものがある。それはまたやがて「七草集」などにも続き生涯を通しての彼の学習態度でもあつた。

日夏耿之介氏は「文稿」〔一〕に關して、

少年時代の作文はティビカルで創作よりどちらかといえば批評にたけ、この故にバイオニヤとしての特徴のある仕事をなしとげた子規の本質をよく伝えている云云

と語っている(昭二七・二・八「読売新聞」)が、これも少年期から生涯を通しての彼の文学に見られる精神であり、「七草集」に「批評集」を附しているのもその証左であつて、ここに収めた書冊の中から十分に汲みとれるであらう。

子規は殊に推敲を重ねた人である。七草集においてその顯著なものを見出せる。従来刊本は、創作時期からかなり後年の、推敲後の文字をのみ採り上げていた。ここではその初稿と定稿を並記して示すことに苦心を払つた。

また、指導者の添削と批評を忠実に写しておいたので、當時の作文教育の一端を窺うことができるであらう。

自笑文章 第一編

〔編注 表紙（裏白 半紙）一丁・自序（半面一〇行罫紙）一丁・本文（同前罫紙）二〇丁・裏表紙（半紙）一丁 縦一六・九厘 横一一・九厘 紐綴
表紙題簽・本文記事すべて墨書 朱で批圈點・句讀點を施す 各文章の題の頭の〇印と書簡體文の句點及び本文中の批圈點の印は 筆の軸に朱肉をつけて押したもの
讀點と批點は朱筆 書簡體の文は原本のまま字間をあげずに組み 他の文は讀點で一畫をとり また適當な箇所で最低の範圍において字間をあげた〕

自笑文章自序

此編タルヤ是余カ先ニ勝山学校ニ於テ作りシ所ノ文章ナリ 此編ノ首始ニ掲グル所ノ文ノ如キ 上等小學第八級ニシテ即余ノ年十一年三ヶ月ナリ 余一日故紙ヲ探テ文稿ヲ得タリ 是少時小学校ノ作ナリ 開キ見ルニ其文晦澁其說通セス 余稿ヲ掩ヒ歎ジテ曰ク 余ノ少ウシテ文ヲ作ル能ハザル其レ此ノ如キカ 自ラ笑ハザランヲ欲スルモ得ンヤ 余是ニ於テ以爲ラク 今此文ヲ拔萃シテ以テ後日之ヲ見テ自ラ其拙ヲ笑ハント欲シ 或ハ削リ或ハ添ヘ或ハ加ヘ或ハ省キ自ラ妄リニ圈批点ヲ加

へ 前述セシ所ノ意ヲ取り 題シテ自笑文草ト曰フ 覽者モ亦当ニ笑フベシ 明治十五年六月下澣
深夜南窓一燈ノ下ニ書ス

香雲迂史 識

自笑文艸第一編

明治十一年

松山 正岡常規 著

○贈柑子文 十一月作

寸楮拝呈仕候。寒氣凜烈之候に御座候得共御全家御一同。益御多样目出度存候。千里馬遇伯樂。今度令兄某
官御拜命。恐悅至極之御事と奉存候。依而御祝之印込に乍些細柑子志籠。任到來不取敢備貴覽候間。御笑納
被下候ハ、幸甚之至に御座候。頓首。

〔編注 本文第一丁表のこの文は明治十一年の行以下頁いっばいに×印を朱線で引いて抹消している〕

○洋犬説

抑犬ハ獸中ノ長ニシテ、人ノ爲ス能ハザル所亦能ク之ヲ為ス、吾請フ其畧ヲ示サン、夫レ和犬ハ只
山獵ノ助トナリ、夜盜ヲ警シムルノ功アルノミ、然レトモ、洋犬ハ人ノ水中ニ溺ル、ヲ救ヒ、或ハ
寒國ニ於テハ旅人ノ大雪ニ埋没スルヲ助ケ、或ハ之ヲ使役シテ、櫓ヲ挽キ、書ヲ致ス等、枚挙スル